

令和2年5月15日



担当課	こども家庭課
担当者	松下
電話	(073) 435-1219
内線	5280

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭等の家計を応援します！！ ～ひとり親家庭等応援事業について～

新型コロナウイルス感染症の発生により就業環境や生活に影響を受けているひとり親家庭等に対する緊急経済対策の一環として、児童扶養手当を受給されている方に臨時の給付金を支給します。

- 1 支給対象者 令和2年4月分又は5月分の児童扶養手当を支給されている方
- 2 申請手続き 不要です。
※支給対象者には、案内チラシを送付します。
給付を辞退される場合は、令和2年5月29日（金）までにこども家庭課に電話（073-435-1219）やFAX（073-435-1269）等で申し出ることが出来ます。
- 3 給付額 1世帯につき20,000円（1回のみ）
- 4 支給日 令和2年6月中旬支給予定
※令和2年4月中に新規請求及び転入の届け出をされた方は、認定後、随時支給します。

